

申請日 令和 年 月 日

宇都宮駅東口交流拠点施設 予約申請書

宇 都 宮 市 長 宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先

宇都宮駅東口交流拠点施設の予約について、裏面の予約の条件に同意のうえ、下記のとおり、申請いたします。

記

1 催事名称

2 催事内容 (使用人数見込) 人

3 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (日間)

4 使用希望

諸室名		使用時間帯
全館使用		午前・午後・夜間
大ホール	全面使用	午前・午後・夜間
	分割 (東側)	午前・午後・夜間
	分割 (西側)	午前・午後・夜間
小会議室101	午前・午後・夜間	
小会議室102	午前・午後・夜間	
小会議室103	午前・午後・夜間	
小会議室104	午前・午後・夜間	
小会議室105	午前・午後・夜間	
小会議室106	午前・午後・夜間	
小会議室107	午前・午後・夜間	
小会議室108	午前・午後・夜間	
大会議室201	午前・午後・夜間	
大会議室202	午前・午後・夜間	
中ホール	全面使用	午前・午後・夜間
	分割 (東側)	午前・午後・夜間
	分割 (西側)	午前・午後・夜間

諸室名	使用時間帯
小会議室401	午前・午後・夜間
小会議室402	午前・午後・夜間
小会議室403	午前・午後・夜間
控室101	午前・午後・夜間
控室102	午前・午後・夜間
控室103	午前・午後・夜間
控室104	午前・午後・夜間
控室201	午前・午後・夜間
控室202	午前・午後・夜間
控室301	午前・午後・夜間
控室401	午前・午後・夜間
控室402	午前・午後・夜間
控室403	午前・午後・夜間
パントリー101	午前・午後・夜間
パントリー201	午前・午後・夜間

※ 使用時間帯の欄については、午前 (9時~12時)、午後 (13時~17時)、夜間 (18時~22時) から、使用を希望する時間帯に丸をつけてください。また、全日で使用したい場合は、午前・午後・夜間の全てに丸をつけてください。

※ 控室・パントリーについては、大ホール、中ホール、大会議室、小会議室のいずれかと一緒に使用する場合に、使用することが可能です。

5 その他

()

宇都宮駅東口交流拠点施設 予約の条件

1 宇都宮駅東口交流拠点施設の使用

宇都宮駅東口交流拠点施設（以下、「交流拠点施設」という。）の使用については、宇都宮市交流拠点施設条例（令和2年条例第47号）（以下、「条例」という。）を遵守するものとします。

2 交流拠点施設の予約

交流拠点施設の使用を希望する者は、予約申請書により申し込むものとし、本市では、予約申請書を受領後、使用を希望する諸室等が予約可能であれば、申込者に対して、予約内定書を交付するものとします。

3 予約内定の取消

本市では、次のいずれかの事項に該当する場合は、予約の内定を取り消すことができるものとします。

- (1) 条例に反するものであると本市が認めるとき。
- (2) 予約の内定を受けた者（以下、「予約内定者」という。）が、予定する催事を開催することができないと本市が認めるとき。
- (3) その他、市長が相当の事由があると認めるとき。

4 交流拠点施設の使用許可

交流拠点施設の使用許可については、交流拠点施設の運営を担う指定管理者の指定後、予約内定者に対して指定管理者から案内を行い、必要な手続きを経て、使用許可の交付により確定となります。

5 留意事項

交流拠点施設の開館時期が遅れる場合において、交流拠点施設を使用できないことにより生じる遅延、損害、損失、費用の増加、その他の不測の事態については、本市は責任を負わないものとします。

6 その他

その他、交流拠点施設の使用に関する諸条件等については、本市と予約内定者による打合せのうえ、確定するものとします。